

# 第15回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社ウイルプラスホールディングス

証券コード：3538



## 開催日時

2022年9月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



## 開催場所

東京都千代田区神田錦町3丁目22番地  
テラススクエア3階

**TKPガーデンシティPREMIUM  
神保町 プレミアムガーデン**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 目次

■ 第15回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）5名選任の件	12
第3号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件	16
第4号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）の報酬設定の件	21
第5号議案 監査等委員である取締役 の報酬設定の件	21
第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員で ある取締役を除く）の業績連動型株式 報酬制度に係る報酬枠設定の件	22
（添付書類）事業報告	25
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

## ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はなるべくお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。詳しくは招集ご通知3頁～4頁をご参照ください。

## 株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第15回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2022年度は長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢が重なる厳しい環境においても成長を続けることが出来たのは、株主の皆様をはじめ、当社グループの車を愛して下さる多くのお客様と、関係者の皆様のご支援ご指導の賜物と心より御礼申し上げます。

2023年度は更に「社会的価値向上」と「企業価値向上」の両立を目標に掲げ、「豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、笑顔溢れる社会づくりに貢献し続けること」をサステナビリティ基本方針とし、「持続的成長」と「中長期的な企業価値向上」を実現しつつ、同時に「持続可能な社会への貢献」、「社会的価値の創造」の実現に真摯に取り組んでまいります。

当社では、自動車産業の脱炭素化に貢献するために、低炭素自動車（EV、PHVなど）の販売比率の増加を目指しております。2019年度から気候関連課題への対応を急速に進めており、店舗のグリーン化投資を加速させております。低炭素自動車の試乗体験、販売促進のために、EV、PHVの試乗車を増やしました。また各店舗に充電器、急速充電器の設置を進め、店舗エリアにおける充電スポットの役割も果たしております。低炭素自動車の販売を通じて、日本の自動車産業におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減こそが、当社が最も貢献できる領域であり、社会的使命であると認識しています。

お客様から信頼されるお店、サステナビリティに先進的な輸入車メーカーから選ばれるディーラー、当社店舗を起点に地域社会とともに発展する企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



2022年9月

代表取締役社長 成瀬 隆幸

(証券コード 3538)  
2022年9月13日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目13番15号  
株式会社ウイルプラスホールディングス  
代表取締役社長 成 瀬 隆 章

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使方法のご案内」に従って、2022年9月27日（火曜日）午後6時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
  2. 場 所 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラスクエア3階  
TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第15期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第15期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件                        |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件                                |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬設定の件                       |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬設定の件                               |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。①事業報告のうち「新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎当社ウェブサイト（<https://www.willplus.co.jp/>）

# 議決権行使方法のご案内

## 1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年9月28日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

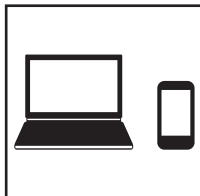
## 2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

**日時** 2022年9月27日(火曜日)午後6時45分必着

## 3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

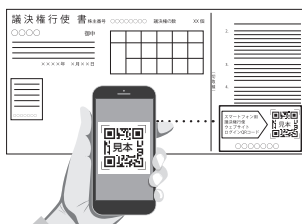
**日時** 2022年9月27日(火曜日)午後6時45分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1**回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

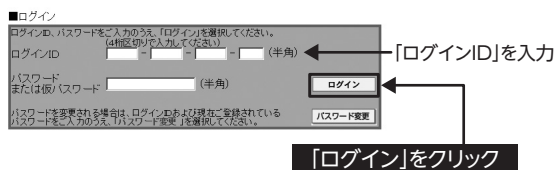
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



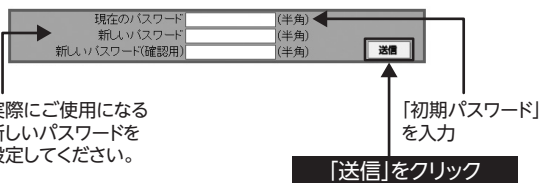
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「初期パスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。  
 ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。  
 ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。  
 ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向けプラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現行定款	変更案
第1条～第7条（条文省略）	第1条～第7条（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第8条（条文省略） ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定する。  ③（条文省略）	（株主名簿管理人） 第8条（現行どおり） ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会又は取締役会の決議により委任を受 けた取締役が定める。 ③（現行どおり）
（株式取扱規則） 第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記 録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱 い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手 数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取 締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記 録、その他株式並びに新株予約権に関する取 扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及 び手数料は、法令又は定款に定めるもののほ か、取締役会又は取締役会の決議により委任 を受けた取締役の定める株式取扱規則による。
第10条～第12条（条文省略）	第10条～第12条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第14条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>3名以上8名以内</u>とする。</p> <p>② (新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、<u>5名以内</u>とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 (条文省略) ②増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)  (新設)  (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 (現行どおり) (削除)  ②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。  ② (条文省略) ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から選定する。 ② (現行どおり) ③取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程) 第27条 (条文省略)	(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。	(監査等委員会の設置) 第31条 当社は監査等委員会を置く。
(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)  <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)  <u>第34条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)  <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)  <u>第37条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  <u>第35条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規則)  <u>第36条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬等)  <u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
第41条～第43条（条文省略）	第37条～第39条（現行どおり）
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
第45条～第48条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>          <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第 1 条</u> 当社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u>  <u>第 2 条</u> 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第15回定時株主総会の議決による変更前の定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>②本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案

# 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	なる せ たか あき 成瀬 隆章	代表取締役社長	100.0% (20回/20回)
2	再任	しば た がく じ 柴田 学爾	常務取締役	100.0% (20回/20回)
3	再任	さい だ いさむ 齊田 勇	取締役	100.0% (20回/20回)
4	再任	はら ぐち のり ひろ 原 識弘	取締役	100.0% (20回/20回)
5	新任	う だ かわ ひろし 宇田川 宙	経営戦略室 執行役員	-

候補者  
番号

1

なる せ  
成瀬

たか あき  
隆章

再任

新任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 千葉トヨペット株式会社入社  
1996年8月 株式会社さんふらわあ入社  
2004年3月 株式会社福岡クライスラー  
(現チェッカーモータース株式会社)  
代表取締役社長  
2007年10月 当社代表取締役社長(現任)  
2010年4月 ウイルプラスモーターレン株式会社  
代表取締役社長(現任)

2014年4月 帝欧オート株式会社  
代表取締役社長(現任)  
2017年2月 株式会社MMZ 代表取締役(現任)  
2017年11月 ウイルプラスアインズ株式会社  
代表取締役社長(現任)  
2018年3月 株式会社ETH 代表取締役(現任)  
2018年3月 株式会社ICS 代表取締役(現任)  
2018年9月 チェッカーモータース株式会社  
代表取締役会長(現任)

#### ■ 生年月日

1970年7月21日生

#### ■ 所有する当社の株式の数

2,957,280株

#### 取締役候補者とした理由

当社の創業者として、長年にわたり当社及びグループ会社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。経営トップとしての経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

補者  
番号

2

しば た  
柴田

がく じ  
学爾

再任

新任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 三菱商事株式会社入社  
2010年4月 株式会社福岡クライスラー  
(現チェッカーモータース株式会社)  
入社 当社出向 当社総務部長  
2010年7月 当社執行役員経営管理本部長  
2012年1月 当社常務執行役員管理本部長兼  
企画本部長  
2013年2月 当社取締役常務執行役員  
管理本部長兼企画本部長

2014年9月 当社常務取締役執行役員  
管理本部長(現任)  
チェッカーモータース株式会社  
取締役(現任)  
ウイルプラスモーターレン株式会社  
取締役(現任)  
帝欧オート株式会社 取締役(現任)  
2017年11月 ウイルプラスアインズ株式会社  
取締役(現任)

#### ■ 生年月日

1972年10月24日生

#### ■ 所有する当社の株式の数

154,640株

#### 取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の管理部門の中核を担っております。その優れた経営能力と豊富な経験から、当社の重要事項の決定及び業務執行に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

さいだ  
齊田いさむ  
勇

再任

新任

社外

独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	株式会社ケーユー入社	2014年9月	チェッカーモータース株式会社 取締役
2005年1月	株式会社トヨタユーゼック入社		ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役専務
2005年8月	株式会社福岡クライスラー (現チェッカーモータース株式会社) 入社	2015年9月	チェッカーモータース株式会社 代表取締役専務
2007年9月	同社取締役		ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役(現任)
2007年10月	当社取締役(現任)	2017年11月	ウイルプラスアインズ株式会社 取締役(現任)
2008年4月	株式会社福岡クライスラー (現チェッカーモータース株式会社) 専務取締役	2018年9月	チェッカーモータース株式会社 代表取締役社長(現任)
2009年12月	株式会社ウイルプラスモーターレン 代表取締役		

## ■ 生年月日

1972年2月3日生

## ■ 所有する当社の株式の数

286,640株

## 取締役候補者とした理由

当社設立時より取締役に務め、グループ最大規模の子会社であるチェッカーモータース株式会社の代表取締役に務めております。グループ全体の営業部門の中核を担っており、業績向上に多大な貢献を果たしております。優れた経営能力並びに輸入車販売関連事業について豊富な知見と経験を有することから、当社取締役としての職務を効率的、適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

はらぐち  
原のりひろ  
識弘

再任

新任

社外

独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年7月	有限会社アイズプロジェクト入社	2011年7月	ウイルプラスモーターレン株式会社 出向 MINI福岡西支店長
2003年4月	株式会社ベルシステム24入社	2015年9月	同社 代表取締役 常務執行役員 (現任)
2007年4月	イッティージャパン株式会社入社	2017年9月	当社取締役(現任)
2008年5月	株式会社福岡クライスラー (現チェッカーモータース株式会社) 入社		

## ■ 生年月日

1974年10月19日生

## ■ 所有する当社の株式の数

一株

## 取締役候補者とした理由

当社グループ入社以来、営業部門において実績を積み重ね、主要子会社のウイルプラスモーターレン株式会社の代表取締役に務めております。リーダーシップに優れ、当社グループの事業内容に精通し業績向上に多大な貢献を果たしております。当社の取締役としての職務を効率的、適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

5 う だ がわ ひろし  
宇田川 宙

再任

新任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月	UBSウォーバーク証券株式会社 (現 UBS証券株式会社) 入社	2018年9月	株式会社SBI証券 執行役員常務
2007年3月	同社 マネージングディレクター	2019年6月	同社 取締役
2013年8月	同社 常務執行役員	2020年6月	同社 常務取締役
2014年3月	同社 株式共同本部長	2021年4月	株式会社TBM 上席執行役員
2015年1月	株式会社ウィズ・パートナーズ常 務執行役員	2021年8月	同社 取締役
2016年7月	みずほ証券株式会社 グローバルマーケット部門エグイ ティ本部 副本部長	2022年4月	当社入社 経営戦略室 執行役員(現任)

#### ■ 生年月日

1974年12月29日生

#### ■ 所有する当社の株式の数

31,700株

#### 取締役候補者とした理由

金融業界にて経営幹部を歴任し、金融投資における豊富な知見、経験、広い人脈を有しております。当社入社直後より当社グループの持続的な企業価値向上のため、IR・サステナビリティへの取組みを精力的に進めました。当社グループにおける適正な投資判断及び企業価値向上更には当社の社会的価値の向上に貢献していただけるものと判断し、新たに取締役候補者とするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険を更新する予定であります。



### 第3号議案

## 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は第1号議案の「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の 当社における地位	出席状況
1 <span>新任</span>	よだ たくや 依田 卓弥	常勤監査役	取締役会 100.0% (20回/20回) 監査役会 100.0% (15回/15回)
2 <span>新任</span>	ひろた さとし 廣田 聡	社外取締役 独立役員	取締役会 100.0% (20/20回)
3 <span>新任</span>	うえだ けんいち 上田 研一	社外取締役 独立役員	取締役会 100.0% (20/20回)
4 <span>新任</span>	いわふち のぶお 岩渕 信夫	社外監査役	取締役会 100.0% (20回/20回) 監査役会 100.0% (15回/15回)
5 <span>新任</span>	すずき 鈴木かおり	社外監査役	取締役会 100.0% (20回/20回) 監査役会 100.0% (15回/15回)

候補者  
番号

1 よだ たくや  
依田 卓弥

再任 新任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	住友海上火災保険株式会社 (原三井住友海上火災保険株式会社) 入社	2012年4月	同社理事 営業事務部長
2005年4月	三井住友海上火災保険株式会社販売推進部 部長	2015年4月	エーシー企画株式会社出向 代表取締役社長
2009年4月	同社 関西本部長 京都支店長	2019年7月	当社入社
		2019年9月	当社常勤監査役 (現任)

#### ■ 生年月日

1958年6月5日生

#### ■ 所有する当社の株式の数

一株

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

大手損害保険会社にて要職を歴任するほか、関連企業の代表取締役を務める等、豊富な経験と識見を有しております。2019年9月より当社常勤監査役を務めており、グループの全部門に定期的に監査を実施し監査業務執行に対してその適正性・妥当性を確認しております。損害保険業をはじめ企業経営についての高い知見と当社事業内容等に対する深い理解より、当社経営執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者  
番号

2 ひろ た さとし  
廣田 聡

再任 新任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録 (第二東京弁護士会) 三井安田法律事務所 (現三井法律事務所) 入所	2015年11月	一般社団法人日本・ドミニカ共和国 友好親善協会 監事 (現任)
2008年8月	Haynes and Boone, LLP入所	2016年5月	株式会社 Psychic VR Lab 社外監査役 (現任)
2009年10月	アント・キャピタル・パートナーズ 株式会社入社	2016年7月	株式会社ロコンド 社外監査役
2010年4月	ウイルプラスモーターレン株式会社 社外取締役	2017年5月	株式会社ロコンド 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2014年4月	株式会社ビーグリー入社	2018年8月	株式会社Casa 社外監査役 (現任)
2015年4月	HCA法律事務所開業 代表弁護士 (現任)		
2015年9月	当社社外取締役 (現任)		

#### ■ 生年月日

1977年7月8日生

#### ■ 所有する当社の株式の数

一株

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての高い専門的知見並びに複数の社外役員の経験と実績を有し、2015年9月より当社社外取締役を務めております。取締役会では独立した立場から当社経営執行に対する助言・提案をいただいております。また、任意の報酬諮問委員会の委員長として、より客観性のある取締役報酬制度の構築に貢献しております。客観的立場から業務執行を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者  
番号3 うえだ けんいち  
上田 研一

再任 新任 社外 独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 ファーストファイナンス株式会社 入社  
 2000年8月 ウィット・キャピタル証券株式会社入社  
 2002年4月 同社執行役員  
 2004年4月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 パートナー  
 2005年7月 株式会社福岡クライスラー  
 (現チェッカーモーターズ株式会社) 社外取締役  
 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 マネージングパートナー (現任)  
 2007年3月 同社社外取締役  
 2007年10月 当社社外取締役  
 2010年1月 東京債権回収株式会社 代表取締役  
 2013年3月 株式会社麦の穂ホールディングス 取締役

2013年3月 株式会社麦の穂 取締役  
 2013年8月 シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社(現株式会社casa) 社外取締役  
 2014年9月 シー・フォー・スリー・ホールディングス株式会社 (現株式会社社関) 社外取締役  
 2016年2月 シー・フォー・シックス・ホールディングス株式会社 (現株式会社マルサヤ) 代表取締役  
 株式会社アロスワン 社外監査役  
 株式会社マルサヤ 取締役  
 2017年3月 当社社外取締役 (現任)  
 2017年9月 株式会社マルサヤ 代表取締役 (現任)  
 2018年12月 株式会社マルサヤ 代表取締役 (現任)  
 2019年4月 株式会社アントレ 社外監査役(現任)

## ■ 生年月日

1966年1月5日生

## ■ 所有する当社の株式の数

一株

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融業界及び投資事業会社の幹部としての豊富な経験と、投資先の事業会社において取締役を歴任する等、事業会社における豊富な経営経験を有し、2017年9月より当社社外取締役を務めております。取締役会では主に事業会社の経営経験を基に、当社経営執行に対し独立した立場から提言、助言をいただいております。また、任意の指名諮問委員会の委員長として取締役候補者の選定等の指名委員会活動にも貢献しております。客観的な立場から当社経営執行を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者  
番号4 いわ ふち のぶ お  
岩瀨 信夫

再任 新任 社外 独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年2月 監査法人太田哲三事務所 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所  
 1997年7月 同所 代表社員 (現シニアパートナー)  
 2014年7月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 常勤監査役  
 公認会計士岩瀨信夫事務所設立  
 所長 (現任)

2015年1月 当社社外監査役 (現任)  
 2016年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
 社外取締役 (監査等委員)  
 株式会社コーサー 社外監査役

## ■ 生年月日

1953年2月28日生

## ■ 所有する当社の株式の数

一株

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、監査に関する高度な専門性を有しており、2015年1月より当社社外監査役を務めております。これまで当社経営執行に対し客観的な立場で適正性、妥当性の観点から適切な提言、助言をいただいております。この実績より客観的な立場から当社経営執行を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2010年 8月 弁護士登録（東京弁護士会）  
2015年 9月 若林・渡邊法律事務所 入所（現任）  
2019年 9月 当社社外監査役（現任）

**生年月日**

1980年 8月 9日生

**所有する当社の株式の数**

一株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

弁護士としての高い専門的知見を有し、2019年9月より当社社外監査役を務めております。独立的な立場から当社経営執行に対し、客観的で忌憚ない提言、助言をいただいております。この実績より客観的な立場から当社経営執行を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 当社は、依田卓弥氏、廣田聡氏、上田研一氏、岩淵信夫氏、鈴木かおり氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低限度額であります。なお、候補者各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  - 岩淵信夫氏は、当社の監査法人であるEY新日本有限責任監査法人に公認会計士として在籍しておりましたが、2014年6月に同監査法人を退職しております。
  - 依田卓弥氏は、現在当社の監査役であります。同氏の監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年です。岩淵信夫氏及び鈴木かおり氏は、現在、当社の社外監査役であります。各氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって岩淵氏が7年8ヶ月、鈴木氏が3年です。
  - 鈴木かおり氏の戸籍上の氏名は木下かおりであります。
  - 廣田聡氏は2010年4月13日から2010年7月1日まで当社子会社ウイルプラスモーター株式会社の社外取締役を務めておりました。
  - 上田研一氏は2005年7月29日から2010年7月1日まで当社子会社チェッカーモーター株式会社の社外取締役を、また2007年10月25日から2013年2月28日まで当社社外取締役を務めておりました。
  - 廣田聡氏及び上田研一氏のそれぞれが当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって廣田聡氏が7年、上田研一氏が5年です。
  - 廣田聡氏及び上田研一氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 岩淵信夫氏及び鈴木かおり氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険を更新する予定であります。

《ご参考》

役員の構成（本定時総会終了後の予定）

候補者番号	氏名	経営全般	業界知識	人材育成	営業	M&A	コーポレート・法	ファイナンス・法	リスクマネジメント	サステナビリティ
1	成瀬隆章	●	●		●	●			●	●
2	柴田学爾					●	●	●		
3	齊田 勇		●	●	●					
4	原口識弘		●	●	●					
5	宇田川 宙			●				●		●
候補者番号	氏名	経営全般	業界知識	人材育成	営業	M&A	コーポレート・法	ファイナンス・法	リスクマネジメント	サステナビリティ
1	依田卓弥	●					●		●	
2	廣田 聡					●	●		●	
3	上田研一	●				●	●			
4	岩淵信夫							●	●	●
5	鈴木かおり						●		●	●

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第4号議案

# 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬設定の件

当社の取締役の報酬額は2021年9月28日開催の第14回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、年額290百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告35頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役(監査等委員である取締役を除く)」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は5名(うち社外取締役0名)となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## 第5号議案

# 監査等委員である取締役の報酬設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## 第6号議案

# 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年9月28日開催の第10回定時株主総会において当社及び当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除く。以下、当社の取締役及び当社子会社の取締役をあわせ「対象役員」という）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という）の導入につきご承認をいただき（以下「原決議」という）今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の対象役員に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、新たな対象役員（当社及び当社子会社の取締役のうち、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2017年9月28日開催の第10回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知35頁をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第4号議案としてご承認をお願いしております取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額とは別枠として、株式報酬を対象役員に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象となる取締役は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

### 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を

「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び当社の子会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2018年3月から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額(報酬等の額)

原決議に基づき、当社は、2018年6月末日で終了した事業年度から2020年6月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において79.9百万円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする信託を存続させることといたします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、80百万円(うち、当社の取締役分として74百万円)を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、80百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度ならびに気候変動に対する責任等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、14,000ポイント(うち、当社の取締役分として12,950ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当



社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （7）当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### （10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 事業の状況

当連結会計年度（2021年7月1日から2022年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大が繰り返したことで、先行きが不透明な状態が続きましたが、活動制限が緩和され経済活動は回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢の長期化による地政学リスクの影響や、エネルギー資源や材料価格の高騰など未だ先行き不透明な状況が続いております。

自動車業界におきましては世界規模での半導体不足や物流の混乱による商品・部品の供給の遅れ、停滞等により当連結会計年度における国内の新車（乗用車）登録台数は2,199,383台（前期比：84.8%）（注1）、外国メーカーの新車（乗用車）登録台数は238,465台（前期比86.1%）（注2）と減少いたしました。日本国内における輸入車の販売シェアは10.84%（前期は10.68%）と過去最高となりました。

（注1） 出典：日本自動車販売協会連合会HP 統計データ

（注2） 出典：日本自動車輸入車組合HP 統計情報輸入車登録台数推移

当連結会計年度の新車販売は、マルチブランド戦略の強みを活かし、安定した新車供給のあるモデルや高額車両を中心に適正価格での販売を進めるなど、新車供給の停滞の影響を最小限にとどめる取り組みを行った結果、新車売上高は19,576百万円となりました。

中古車については、新車供給の停滞の影響により需要が高まり、中古車相場は上昇傾向となりました。当社グループでは、中古車販売を新車販売同様に重点戦略と位置付けておりますが、これまで以上に下取り率を高める取り組みを強化し、商品確保に努め、順調に販売台数を伸ばしました。この結果、中古車売上高は11,009百万円となり、連結売上高に占める割合も増加いたしました。

ストック型ビジネスにつきましては、店舗数が増加したことに加え、継続してお取引いただくお客様が着実に拡大し、堅調に推移いたしました。ストック型ビジネスのひとつである損害保険代理店事業においては保険募集人の品質向上を目的とした研修を実施するなど、グループ全体での取り組みにより、保険手数料収入は前期比8.9%増加の289百万円となりました。

これらの結果、連結売上高は39,696百万円となりました。

利益面では、適正価格による販売や利益に寄与する取り組みを徹底した結果、売上総利益は前期比2.3%増加の8,441百万円、売上総利益率は1.0Pt上昇の21.3%となりました。販売費及び一般管理費は、業容の拡大に伴い人件費・家賃が増加したこと、店舗設備の整備、EV化に対応した充電設備の設置等により減価償却費が増加したこと等により前期比1.8%増加の6,075百万円となりました。

この結果、営業利益は2,366百万円（前期比3.3%増）となり、営業利益率は過去最高の6.0%となりました。経常利益は2,377百万円(前期比3.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,550百万円（前期比1.1%増）となりました。

② 資金調達の状況  
該当事項はありません。

③ 設備投資の状況  
グループ内の店舗にEV対応の充電設備設置等、店舗設備への投資が194百万円であります。

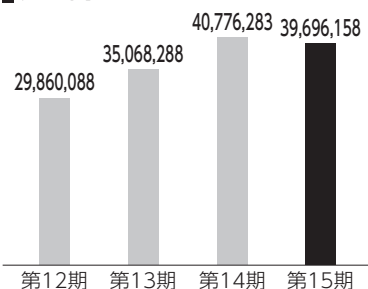
## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

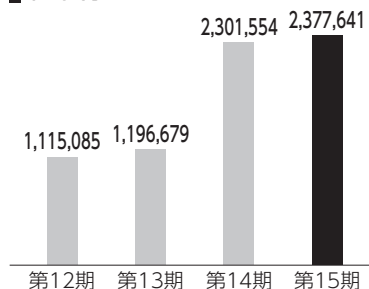
区 分	第12期 2019年6月期	第13期 2020年6月期	第14期 2021年6月期	第15期 (当連結会計年度) 2022年6月期
売上高 (千円)	29,860,088	35,068,288	40,776,283	39,696,158
経常利益 (千円)	1,115,085	1,196,679	2,301,554	2,377,641
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	730,036	802,271	1,533,369	1,550,541
1株当たり当期純利益 (円)	78.36	85.32	161.47	162.84
総資産 (千円)	14,673,844	16,645,323	16,972,283	18,630,096
純資産 (千円)	5,421,467	6,123,047	7,530,958	8,829,660
1株当たり純資産 (円)	580.47	645.24	791.47	923.02

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託 (BBT)」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

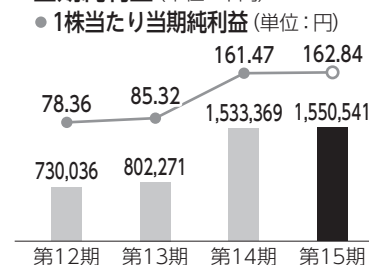
#### ■ 売上高 (単位: 千円)



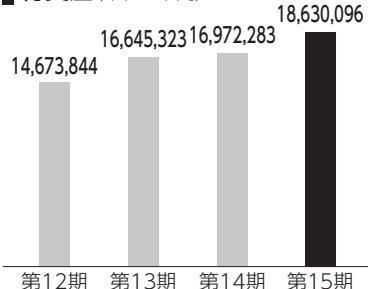
#### ■ 経常利益 (単位: 千円)



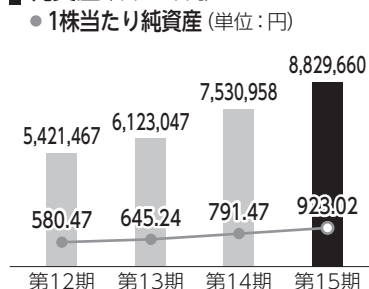
#### ■ 親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位: 千円)



#### ■ 総資産 (単位: 千円)



#### ■ 純資産 (単位: 千円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期 2019年6月期	第13期 2020年6月期	第14期 2021年6月期	第15期 (当事業年度) 2022年6月期
営業収益 (千円)	730,405	844,359	914,149	954,335
経常利益 (千円)	220,552	317,825	340,860	387,091
当期純利益 (千円)	149,190	214,224	235,196	271,632
1株当たり当期純利益 (円)	16.01	22.78	24.77	28.53
総資産 (千円)	6,227,716	6,970,398	5,988,037	6,720,497
純資産 (千円)	1,373,378	1,486,912	1,596,649	1,616,442
1株当たり純資産 (円)	147.05	156.69	167.80	168.98

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」にかかる信託口が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
チェッカーモーターズ株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスモーターレン株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
帝欧オート株式会社	30,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスアインズ株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業

#### (4) 対処すべき課題

今後の感染症やウクライナ情勢の帰趨やそれが国内外の経済に与える影響については予測が困難であり、経済・物価見通しにおいても当面不透明な状況が続くと認識しております。

そうした情勢のなかで、当社グループが環境変化に適応しながら持続的に成長していくための課題は以下のとおりです。

##### ①脱炭素社会実現のための取組

「社会的価値向上」と「企業価値向上」の両立を目指し、当期に立ち上げたサステナビリティ委員会を基軸に、環境に配慮した店舗づくり、EV車の率先販売、充電設備のさらなる配備など、脱炭素社会実現に向けて積極的に取り組みます。

##### ②自動車業界の変化への対応

自動車業界におきましては、世界規模での脱炭素化社会へのシフトによるEV化や「CASE」と呼ばれる技術革新が急速に進んでおり、当社を取巻く事業環境は大きな変革期にあります。当社グループではこの環境変化を「チャンス」と捉え、当社グループの企業理念である「輸入車のある生活の提案」をさらに進めてまいります。

##### ③ストック型ビジネスの強化

車輻販売後のアフターサービス品質をさらに向上し、お客様に喜んでいただけるサービスの提供に努めてまいります。継続してお取引していただけるお客様を拡大し、持続的・安定的に収益を獲得できるように努めてまいります。

##### ④人材育成と働きがいのある環境の創出

従業員が働きやすい環境の提供と働きがいのある職場づくりを目指してまいります。適正な評価・配置により「人財」を活用し、一人ひとりの従業員が業務の見直しや改善提案ができるように育成するとともに、デジタル化の促進による業務効率化を図り、更なる生産性の向上を図ってまいります。

##### ⑤コーポレートガバナンスの強化

監督機能を強化するとともに、経営の透明性の向上、意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスをより一層強化してまいります。

これからもお客様・お取引先様・株主様・従業員など関わるすべての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続けてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは、連結子会社4社において新車及び中古車販売、車輛整備並びに損害保険の代理店等の事業を行っております。これら連結子会社は取扱うブランドごとにインポーターと正規ディーラー契約を締結し、事業活動を行っております。当社は、これら連結子会社の株式を所有することにより各社の事業活動を支配・管理することを目的としております。

連結子会社と正規ディーラー契約を締結しているインポーター及び取扱いブランドは下表のとおりであります。

連結子会社名	インポーター名	取扱いブランド
チェッカーモータース株式会社	Stellantis ジャパン 株式会社	JEEP,アルファ ロメオ/フィアット/アバルト
	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー,ランドローバー
ウイルプラスモトーレン株式会社	ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW,MINI
帝欧オート株式会社	ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ
ウイルプラスアインス株式会社	ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ

## (6) 主要な営業所（2022年6月30日現在）

本社	東京都港区芝5丁目13番15号
チェッカーモータース株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスモトーレン株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
帝欧オート株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスアインス株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号

## 当社グループの主要な店舗

<東日本>		<西日本>	
店舗名	所在地	店舗名	所在地
ポルシェセンター仙台	宮城県仙台市泉区	Willplus BMW八幡	福岡県北九州市八幡東区
ジープ目黒	東京都目黒区	ボルボ・カー福岡	福岡県福岡市早良区
フィアット/アバルト世田谷	東京都世田谷区	ジャガー・ランドローバー北九州	福岡県北九州市小倉北区
アルファロメオ藤沢湘南	神奈川県茅ヶ崎市	MINI小倉	福岡県北九州市小倉北区

(注) 上記以外に東日本に12店舗、西日本に14店舗、総計34店舗にて事業活動を行っております。

(7) 企業集団の従業員の状況 (2022年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
523名(2.7名)	4名減(5.1名減)	40.0歳	5.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	1,545,000
株式会社福岡銀行	1,016,670
株式会社三井住友銀行	560,034
株式会社三菱UFJ銀行	461,694
日本生命保険相互会社	408,370
株式会社千葉銀行	212,515
株式会社横浜銀行	212,515
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社佐賀銀行	100,000



## 2. 株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,951,200株
- (3) 株 主 数 3,732名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
成瀬 隆章	2,957,280	30.69
株式会社ETH	750,000	7.78
株式会社MMZ	750,000	7.78
株式会社ゼロ	572,600	5.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	447,100	4.63
三井住友海上火災保険株式会社	400,000	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	379,100	3.93
藤樫 勇気	312,600	3.24
齊田 勇	286,640	2.97
損害保険ジャパン株式会社	200,000	2.08

（注）当社は、自己株式を314,966株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。また、自己株式には「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式70,200株は含まれておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成瀬 隆章	代表取締役社長	チェッカーモータース株式会社 代表取締役会長 ウイルプラスモトーレン株式会社 代表取締役社長 帝欧オート株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスアインズ株式会社 代表取締役社長 株式会社MMZ 代表取締役 株式会社ETH 代表取締役 株式会社ICS 代表取締役
柴田 学爾	常務取締役 執行役員 管理本部長	チェッカーモータース株式会社 取締役 ウイルプラスモトーレン株式会社 取締役 帝欧オート株式会社 取締役 ウイルプラスアインズ株式会社 取締役
齊田 勇	取締役	チェッカーモータース株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスモトーレン株式会社 取締役 帝欧オート株式会社 取締役 ウイルプラスアインズ株式会社 取締役
原口 識弘	取締役	ウイルプラスモトーレン株式会社 代表取締役 常務執行役員
廣田 聡	取締役 (社外)	HCA法律事務所 代表弁護士 株式会社ロコンド 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Psychic VR Lab 社外監査役 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事 株式会社Casa 社外監査役
上田 研一	取締役 (社外)	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 マネージングパートナー 株式会社マルサヤ 代表取締役 株式会社アントレ 社外監査役
依田 卓弥	常勤監査役	チェッカーモータース株式会社 監査役 ウイルプラスモトーレン株式会社 監査役 帝欧オート株式会社 監査役 ウイルプラスアインズ株式会社 監査役
岩淵 信夫	監査役 (社外)	公認会計士岩淵信夫事務所 所長
鈴木かおり	監査役 (社外)	若林・渡邊法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役廣田聡氏、上田研一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役岩淵信夫氏、鈴木かおり氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役岩淵信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役廣田聡氏、上田研一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役廣田聡氏の重要な兼職先であるHCA法律事務所、株式会社ロコンド、株式会社Psychic VR Lab、一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会、株式会社Casaとの間に重要な取引その他の関係はありません。
6. 当社と取締役上田研一氏の重要な兼職先であるアント・キャピタル・パートナーズ株式会社、株式会社マルサヤ、株式会社アントレの間に重要な取引その他の関係はありません。
7. 当社と監査役岩淵信夫氏の重要な兼職先である公認会計士岩淵信夫事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。監査役岩淵信夫氏は株式会社ビジネスブレイン太田昭和の社外取締役を兼務しておりましたが、2022年6月23日をもって退任しております。
8. 当社と監査役鈴木かおり氏の重要な兼職先である若林・渡邊法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	170,958 (7,050)	156,950 (7,050)	14,008 —	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (2,400)	8,400 (2,400)	— —	3名 (2名)
合計	179,358	165,350	14,008	9名

(注) 2021年9月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内、2014年9月26日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議いただいております。

##### ② 取締役の報酬等

当社は取締役の報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬についての基本方針は、報酬諮問委員会にて審議した上で、2018年9月開催の取締役会にて定めております。

基本方針の内容は下記のとおりです。

- i) 多様で優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度とする。
- ii) 社外取締役が半数以上を占める報酬諮問委員会の審議を経ることで、ステークホルダーに対して客観性及び透明性を確保した制度とする。
- iii) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度とする。
- iv) 業績連動報酬の導入により、業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを強化する。

当社の取締役の報酬は、基本報酬（固定）と業績連動型報酬から構成されております。基本報酬につきましては、2021年9月28日開催の第14回定時株主総会で決議された報酬限度額300百万円（決議時の取締役は6名）の範囲内において、持続的、中長期的に企業価値向上を促すため経営環境・世間水準を考慮して適正な水準とし、各取締役の役位に応じるものとしております。監督機能を担う社外取締役、監査役の報酬は、独立性の確保や利益偏重の防止の観点から基本報酬（固定）のみとしております。業績連動型報酬につきましては、当社及び子会社の取締役を対

象としております。

監査役の報酬につきましては、2014年9月26日開催の第7回定時株主総会で決議された報酬限度額20百万円（決議時の監査役は2名）の範囲内において、監査役間の協議の上、決定しております。

### ③ 業績連動型報酬と非金銭報酬に係る事項

業績連動型報酬は、当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇のメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を2017年9月28日開催の第10回定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。なお、決議時の当社取締役は4名、子会社の取締役は1名であります。

この業績連動型報酬は、連結利益計画及び気候変動対応を含むESG各要素と連動させ、社内規程で定めた連結営業利益達成度及び気候変動対応への取組状況を示す業績評価係数と役位に応じたポイントを乗じることによって算出されたポイントを付与し、取締役退任時に受益者要件を満たした場合、ポイント数に相応する当社株式及び金銭を支給する制度となっております。

当社グループが重要視している経営指標のひとつでもあり、取締役の貢献度が最もわかりやすく可視化されるものとして営業利益の利益計画に対する達成率並びに気候変動に対する責任としてCDPを通じた情報開示の有無を指標として選んでおります。

なお、当事業年度におきましては上記目標をいずれも達成し、役員株式給付引当金繰入額は14百万円となりました。

### ④ 個人の報酬の額、業績連動型報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方法

個人の報酬の額は、各取締役の役位や貢献度に応じた報酬についての報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

また、基本報酬と業績連動型報酬の割合については、報酬諮問委員会の審議を経て、2021年2月15日開催の取締役会にて、当面は9：1を目安に、将来的には業績連動型報酬の割合を高めていく方針を決議しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本方針・決定方針を踏まえて報酬諮問委員会の審議を経たのちに、取締役会で検討しており、個人別の報酬等の内容は方針に沿ったものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
取締役	廣田 聡	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、全てに出席しております。取締役会におきましては、主に弁護士としての豊富な経験と見識を基に提言、助言を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会の委員長としてより客観性のある報酬制度の構築に貢献しております。
取締役	上田 研一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、全てに出席しております。取締役会におきましては、主に事業会社の経営幹部としての豊富な経験と見識を基に独立した立場から助言、提案を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。任意の指名諮問委員会の委員長としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。
監査役	岩淵 信夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適正性、妥当性の観点から議案審議等に必要なる発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督するための役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査役会15回のうち、全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	鈴木かおり	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、全てに出席しております。取締役会におきましては、主に弁護士としての豊富な経験と見識を基に、議案審議等に必要なる発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査役会15回のうち、全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	33,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することとしております。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けております。

中長期的に配当性向30%を配当方針とし、2026年度までに、配当性向を30%まで段階的に引き上げてまいります。また2027年度以降は、引き続き配当性向30%を配当方針としながら、配当額の下限をDOE（株主資本配当率）4.5%を目安に、安定的かつ継続的な利益還元の維持・向上に努めてまいります。

当期につきましては、上記配当方針をもとに業績及び配当性向等を総合的に勘案し、期末配当金につきましては、1株当たり28円78銭と株主優待制度廃止に伴う特別配当1円12銭の合計で29円90銭とさせていただきます。2021年12月31日を基準日とした中間配当金1株当たり5円00銭とあわせて、当期の年間配当金は1株当たり34円90銭、連結配当性向は21.4%となっております。

なお、当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 11,374,660 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 8,254,714 】</b>
現金及び預金	5,538,335	買掛金	1,793,059
売掛金	215,272	短期借入金	2,900,000
商品	4,415,956	1年内返済予定の長期借入金	649,942
仕掛品	175,423	未払金	504,108
原材料及び貯蔵品	290,958	未払法人税等	416,878
未収入金	440,862	未払消費税等	159,452
その他	297,851	前受金	1,627,395
<b>【固定資産】</b>	<b>【 7,255,435 】</b>	賞与引当金	49,568
(有形固定資産)	( 6,274,119 )	その他	154,311
建物及び構築物	3,664,163	<b>【固定負債】</b>	<b>【 1,545,721 】</b>
機械装置及び運搬具	1,654,805	長期借入金	1,066,856
工具、器具及び備品	243,103	役員株式給付引当金	70,881
土地	649,839	資産除去債務	377,052
建設仮勘定	62,206	その他	30,931
		負債合計	9,800,436
(無形固定資産)	( 174,363 )	純 資 産 の 部	
のれん	157,387	<b>【株主資本】</b>	<b>【 8,829,660 】</b>
その他	16,976	資本金	231,768
(投資その他の資産)	( 806,952 )	資本剰余金	1,165,306
敷金及び保証金	489,892	利益剰余金	7,566,625
繰延税金資産	225,888	自己株式	△134,039
その他	91,171	純資産合計	8,829,660
資産合計	18,630,096	負債・純資産合計	18,630,096



**連結損益計算書**  
(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
【売上高】		39,696,158
【売上原価】		31,254,433
売上総利益		8,441,725
【販売費及び一般管理費】		6,075,251
営業利益		2,366,474
【営業外収益】		
受取利息	1,028	
受取保険金	8,873	
受取支援金収入	6,612	
受取報奨金	3,982	
助成金収入	393	
その他	1,909	22,799
【営業外費用】		
支払利息	11,021	
その他	610	11,631
経常利益		2,377,641
【特別損失】		
固定資産除却損	2,242	2,242
税金等調整前当期純利益		2,375,399
法人税、住民税及び事業税	781,546	
法人税等調整額	43,310	824,857
当期純利益		1,550,541
親会社株主に帰属する当期純利益		1,550,541

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 5,128,047 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 3,960,556 】</b>
現金及び預金	779,594	短期借入金	2,900,000
貯蔵品	6,055	1年内返済予定の長期借入金	649,942
前払費用	23,415	未払金	207,985
関係会社短期貸付金	3,870,000	未払費用	58,953
未収入金	433,882	未払法人税等	69,983
その他	15,099	未払消費税等	17,075
<b>【固定資産】</b>	<b>【 1,592,450 】</b>	賞与引当金	3,906
(有形固定資産)	( 9,611 )	その他	52,711
建物	7,422	<b>【固定負債】</b>	<b>【 1,143,498 】</b>
工具、器具及び備品	2,189	長期借入金	1,066,856
		役員株式給付引当金	70,881
		その他	5,761
(無形固定資産)	( 7,565 )	負債合計	5,104,055
ソフトウェア	7,565	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	( 1,575,273 )	<b>【株主資本】</b>	<b>【 1,616,442 】</b>
関係会社株式	1,442,840	(資本金)	( 231,768 )
繰延税金資産	41,093	(資本剰余金)	( 1,165,306 )
その他	91,338	資本準備金	161,768
資産合計	6,720,497	その他資本剰余金	1,003,538
		(利益剰余金)	( 353,407 )
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	353,407
		(自己株式)	( △134,039 )
		純資産合計	1,616,442
		負債・純資産合計	6,720,497

**損益計算書**  
(2021年7月1日から)  
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【営業収益】		954,335
【営業費用】		568,648
営業利益		385,687
【営業外収益】		
受取利息	11,066	
助成金収入	373	
その他	51	11,491
【営業外費用】		
支払利息	10,086	10,086
経常利益		387,091
税引前当期純利益		387,091
法人税、住民税及び事業税	120,026	
法人税等調整額	△4,566	115,459
当期純利益		271,632

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

2022年8月24日

## 独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田慶久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2022年8月24日

## 独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田慶久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月24日

株式会社ウイルプラスホールディングス 監査役会

常勤監査役 依田卓弥 ㊟

社外監査役 岩淵信夫 ㊟

社外監査役 鈴木かおり ㊟

以上

## ■ 株式についてのご案内

事業年度	7月1日～翌年6月30日
期末配当基準日	6月30日
中間配当基準日	12月31日
定時株主総会	毎年9月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び電話照会先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-232-711（フリーダイヤル）
上場金融商品取引所	東京証券取引所
公告掲載方法	電子公告による
公告掲載URL	<a href="https://www.willplus.co.jp/">https://www.willplus.co.jp/</a> やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## ■ 第15期 期末配当金のお支払いについて

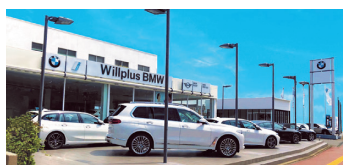
第15期期末（2022年6月30日基準日）配当金につきましては、2022年9月29日（木）よりお支払いを開始いたします。「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2022年10月31日（月）まで**に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び郵便局にてお受け取りください。

### 株主優待制度について

当社は、全ての株主様への公平な利益還元の見地より、優待制度実施の目的・あり方について検討を重ねた結果、配当による利益還元を優先することとし、2022年2月10日に公表いたしました「2022年6月期期末配当予想の修正並びに株主優待制度廃止に関するお知らせ」のとおり、2021年6月30日を基準日とする当社株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主の皆様を対象に実施した株主優待をもちまして、株主優待制度を廃止させていただきました。

今後も株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、企業価値の向上に取り組み、安定した配当を継続的に実施するよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# ウイルプラスグループ ディーラーネットワーク



Willplus BMW八幡



ボルボ・カー福岡

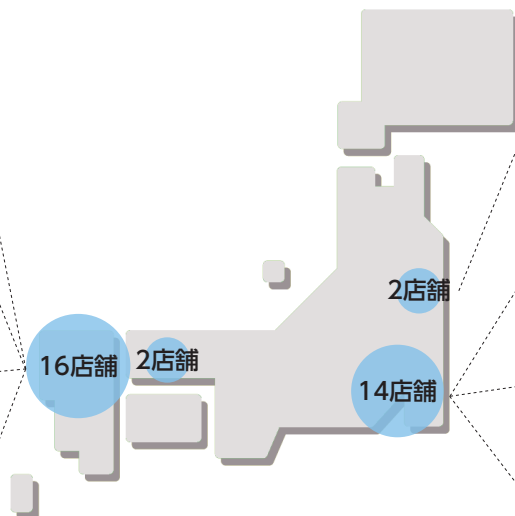


ジャガー・ランドローバー北九州



MINI小倉

## 店舗数及び主な店舗



ポルシェセンター仙台



フィアット/アルファト世田谷



ジープ目黒



アルファロメオ藤沢湘南

地域	JEEP	Alfa Romeo FIAT/ABARTH	JAGUAR LAND ROVER	BMW	MINI	VOLVO	Porsche	中古車専門	合計
東北	—	—	—	—	—	—	2	—	2
関東	3	5*	4	—	2	—	—	—	14
中国	—	—	—	—	2	—	—	—	2
九州	4	—	1	2	4	4	—	1	16
合計	7	5	5	2	8	4	2	1	34

(注) 店舗数は建物数であります。

※JEEPと併設している店舗が1店舗あり、JEEPでカウントしております。

# 株主総会会場ご案内図

会場

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地  
テラススクエア3階  
TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン



会場最寄駅

地下鉄都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線  
「神保町駅」A9出口より徒歩2分

(株主総会当日、運営スタッフによる会場までの道案内はございません。)

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。